

宮城県 CLT 等普及推進協議会規約

<名 称>

第1条 この会は、宮城県 CLT 等普及推進協議会（以下「協議会」という）という。

<定 義>

第2条 CLT 等とは、CLT を始めとする、宮城県内の木材利用拡大に資する木質材料及び工法をいう。

<所在地>

第3条 協議会の事務所は、会長の所属内に置く。

<目 的>

第4条 協議会は、新たな構造用建築資材を利用した工法として、木材の需要拡大に寄与することが期待される CLT 等についての理解を深めるとともに、CLT 等の利用に係る先導的な事業に産学官が連携して取り組むことで、CLT 等の普及を推進し、宮城県内の豊富な森林資源の循環利用と林業・木材産業及び建築産業の振興に資することを目的とする。

<事 業>

第5条 協議会は、第4条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) CLT 等の製造や利用に係る調査研究に関すること
- (2) CLT 等の製造体制の構築に関すること
- (3) CLT 等を利用した木造建築物の建設に関すること
- (4) CLT 等の利用に係る技術者等の育成に関すること
- (5) CLT 等の普及に関すること
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

<会 員>

第6条 協議会は、正会員及び賛助会員、名誉会員をもって構成する。

2 正会員は、協議会の目的に賛同する宮城県内に所在する以下の者とする。

- (1) 林業・木材産業関連団体及び企業
- (2) 建築・建設関連団体及び企業
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関
- (5) その他、協議会が認める者

3 賛助会員は、協議会の目的に賛同し、以下の要件に合致する者とする。

- (1) 正会員3者以上の推薦を受けた団体、企業又は個人
- (2) 正会員の推薦を受けた学識経験者

4 名誉会員は、以下の要件に合致する個人とする。

- (1) 協議会に多大なる貢献をした者
- (2) 正会員の団体、企業等に3年以上在籍し、現職を退いた個人であり、役員会が推薦した者

5 入会及び賛助会員の推薦書は別に定める書式により申込者が事務局へ提出し、役員会の承認を受けなければならない。

6 役員会は、前項の申し込みを否認する場合、その理由を添えて申込者に通知するものとする。

7 正会員及び賛助会員は、第19条に定める会費を入会承認時及び毎年納入する義務を負うものとする。

8 会員が脱会しようとする時は、書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。なお、

その際の年会費は返還しないものとする。

9 正会員及び賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、脱会したものとみなす。

(1) 会員である団体が消滅したとき

(2) 会費を1年間以上納入しないとき

10 協議会の事業を妨げる者、反社会的勢力に該当する者、その他協議会の信用を損なう行為をした者は役員会の決定に基づき除名することができる。

<役員>

第7条 協議会には、会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、総会において正会員の中から互選により選任する。

<役員の職務>

第8条 会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、総会において結果を報告しなければならない。

<役員の任期>

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、正会員の中から総会で選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者が役員として任に当たる。

<役員の報酬等>

第10条 役員の報酬は、無給とする。ただし、必要に応じて実費を弁償することができる。

<会議>

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、幹事会、部会とする。

<総会>

第12条 総会は、毎年度1回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

2 総会は、協議会の活動に関する重要事項について審議し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関すること

(2) 事業報告及び決算に関すること

(3) 規約の制定及び改正に関すること

3 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 総会には代理出席を認める。

5 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前3項の規定の適用については、出席したものと見なす。

6 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合はあらかじめ会長が指名する副会長が議長となる。

7 総会の議決は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

<役員会>

第13条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付する議案、協議会の協議事項及びその他必要事項

- (2) 会員の加入及び除名に関すること
- (3) その他、会長が必要と認めること

<幹事会>

第14条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事は、正会員の中から会長が選任し、幹事会は会長が招集する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選任する。
- 4 幹事長は、事業の推進に必要な者を招へいし、意見を聞くことができる。
- 5 幹事会においては、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 第5条に規定する事業の方針に関すること
 - (2) 役員会に付議すべきこと
 - (3) 事務局に関すること
 - (4) 知的財産権等の維持、管理及び運用に関すること
 - (5) 前各号のほか、幹事会において必要と認めたこと

<部 会>

第15条 協議会に、部会を置く。

- 2 部会は、協議会において推進すべきプロジェクトごとに必要な者を協議会の会員の中から公募し、組織する。
- 3 部会長は、各部会の会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、各部会内の会員への情報周知、意見集約等に努める。
- 5 部会においては、次に掲げる事項を遂行する。
 - (1) 各プロジェクトの企画立案及び運営に関すること
 - (2) 各部会予算の執行に関すること

<アドバイザー>

第16条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、協議会が行う事業について、技術的な助言などを行う。
- 3 アドバイザーは、会長が招へいする。

<事業年度>

第17条 協議会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<経 費>

第18条 協議会の事業を行うために必要な経費は、会費やその他の収入をもって充てる。

<会 費>

第19条 年度毎の会費については、団体5万円、企業3万円、個人1万円とし、年度途中からの入会においても同額とする。また、大学等研究機関及び行政機関と名誉会員は免除とする。

<事務局>

第20条 協議会の業務を遂行するため、会長の所属内に事務局を置く。

- 2 事務局の職務は、協議会の事業の総務（庶務）及び経理事務とする。
- 3 事務局に事務局長を置き前項職務の責任を有する。

<その他>

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- (1) この規約は、平成28年2月2日（協議会の設立の日）から施行する。
- (2) 協議会の設立当初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までを平成28年度事業とする。
- (3) この規約は、平成30年6月8日から施行する。
- (4) この規約は、令和2年6月8日から施行する。
- (5) この規約は、令和4年6月9日から施行する。
- (6) この規約は、令和7年6月6日から施行する。